

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(民間事業者向け)
vol.9

○国の施策紹介

基本 4 情報取得サービスについて

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和 5 年 5 月 16 日

○ **国の施策紹介**

・ **基本 4 情報取得サービスについて**

令和 5 年 5 月 16 日から開始する基本 4 情報取得サービスについてご紹介します。

本サービスは、公的個人認証サービスを用いて事前に本人の同意を得ることにより、公的個人認証サービスを運営する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から顧客の最新の基本 4 情報（住所、氏名、生年月日および性別）をオンラインで得ることができるサービスです。

これにより、本サービスを利用する民間事業者においては、郵送等で直接本人に照会することなく、顧客の最新の住所情報等を得ることができるようになります。利用者においては、個々の民間事業者に対する住所等の変更手続きが不要になります。

「基本 4 情報取得サービス」の詳細をデジタル庁のホームページ（以下 URL）で紹介していますので、本サービスの利用検討にお役立てください。

- URL 民間事業者向けお役立ち情報ページ「基本 4 情報取得サービス」
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/>

以 上